

中 日 本 高 速 道 路 株 式 会 社

臨 時 株 主 総 会

議 題

決議事項

第 1 号議案 取締役 3 名の選任

第 2 号議案 監査役 1 名の選任

第 3 号議案 退任取締役に対する慰労金贈呈

第 1 号議案 取締役 3 名選任の件

経営体制の一層の強化・充実を図るため、また、取締役原田裕氏は 9 月 16 日開催の本臨時株主総会終結の時をもって退任されるため、新たに取締役 3 名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況	所有する当 社株式の数
1	<p>なかやま けいいち 中山 啓一 (昭和 24 年 7 月 26 日生)</p>	<p>昭和 48 年 4 月 建設省 採用 平成 4 年 4 月 同 広報室長 平成 5 年 7 月 同 地方厚生課長 平成 6 年 7 月 自治省財政局公営企業第二課長 同 指導課長 平成 8 年 7 月 建設省 建設経済局建設業課長 平成 10 年 6 月 同 道路総務課長 平成 12 年 6 月 日本道路公団 総務部長 平成 14 年 1 月 国土交通省 大臣官房審議官 平成 15 年 7 月 (財) 道路システム高度化推進 機構 常務理事 平成 17 年 10 月 中日本高速道路(株)常務執行役員 高速道路事業本部保全・サービ ス事業部長 平成 18 年 4 月 同 常務執行役員、保全・サービ ス事業本部長 平成 20 年 6 月 同 常務執行役員、総務本部長 現在に至る</p>	0 株
2	<p>ひろせ あきら 廣瀬 輝 (昭和 29 年 4 月 29 日生)</p>	<p>昭和 52 年 4 月 建設省 採用 平成 13 年 7 月 国土交通省中部整備局道路部長 平成 18 年 7 月 同 道路局有料道路課長 平成 20 年 7 月 同 大臣官房審議官 平成 21 年 7 月 中日本高速道路(株) 執行役員、 建設事業本部長 平成 22 年 6 月 同 常務執行役員、建設事業本 部長 平成 22 年 9 月 14 日 退任予定 平成 22 年 9 月 15 日 国土交通省大臣官房付予定</p>	0 株

3	<p>たかまつ たかひさ 高松 隆久</p> <p>(昭和31年2月1日生)</p>	<p>平成53年4月 日本道路公団 入社</p> <p>平成13年7月 同 東京第三管理局 営業部長</p> <p>平成15年8月 同 東京管理局 総務部長</p> <p>平成16年2月 同 用地・管理部 次長</p> <p>平成17年7月 同 中日本会社移行本部 関連事業部長</p> <p>平成17年10月 中日本高速道路(株)経営企画部長</p> <p>平成20年6月 同 執行役員 横浜支社長</p> <p>平成20年7月 同 執行役員 東京支社長</p> <p>平成22年6月 同 常務執行役員、東京支社長</p> <p>現在に至る</p>	0株
---	--	---	----

(注) 取締役候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。

第2号議案 監査役1名選任の件

監査体制の一層の強化・充実を図るため、監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する当 社株式の数
1	いとう こういちろう 伊藤 孝一郎 (昭和22年10月26日生)	昭和45年8月 矢作建設工業(株) 入社 平成14年6月 同 取締役 常務執行役員 土木本部長 平成17年6月 同 取締役 専務執行役員 営業統轄補佐 平成18年6月 同 常勤監査役 平成22年6月 同 顧問 平成22年9月15日 退任予定	0株

(注)

1. 監査役候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 候補者伊藤孝一郎氏は、社外監査役候補者であります。
3. 候補者伊藤孝一郎氏は、長年企業の経営に携わってきたこと、及び常勤監査役を歴任されたことにより培われた豊富な経験と幅広い識見から、当社の社外監査役に適任であると判断し、選任をお願いするものであります。
4. 社外監査役候補者が過去5年間に他社の取締役、執行役または監査役に就任していた場合における在任中の当該他社の法令違反等について

候補者伊藤孝一郎氏が取締役及び常勤監査役を務めた矢作建設工業株式会社は、平成19年6月及び平成19年11月に、公正取引委員会より独占禁止法の規定に基づく排除措置命令を受け、これに伴い、同社は、平成19年9月及び平成20年3月に国土交通省から建設業法の規定に基づく営業停止処分を受けた。また、当社は、同社が当該排除措置命令を受けた事実に基づき、同社に対して平成19年7月及び平成19年11月に資格登録停止措置を行った。伊藤氏は、当該排除措置命令に関する業務を担当していなかったため、当該事実には関与しておらず、よって、社内の処分を受けることもなかった。

伊藤氏は、日頃から内部統制の体制整備の一環として法令遵守の視点に立った提言等を行うとともに、注意喚起していた。また、同社が当該命令を受けた後は、再発防止について意見表明を行うなどその職責を果たした。

第3号議案 退任取締役に対する慰労金贈呈の件

本総会終結の時をもって、辞任により取締役を退任されます原田 裕氏に対し、在任中の功労に報いるため、当社所定の基準に従い、相当額の範囲内において慰労金を贈呈することといたしたく存じます。

また、その具体的金額等は、取締役会にご一任いただきたいと存じます。

なお、退任されます取締役の略歴は、次のとおりであります。

氏 名	略 歴
原 田 裕	平成 17 年 10 月 1 日 当社常務取締役 平成 20 年 6 月 25 日 当社取締役常務執行役員 現在に至る